

ものづくり企業地域共生推進支援事業

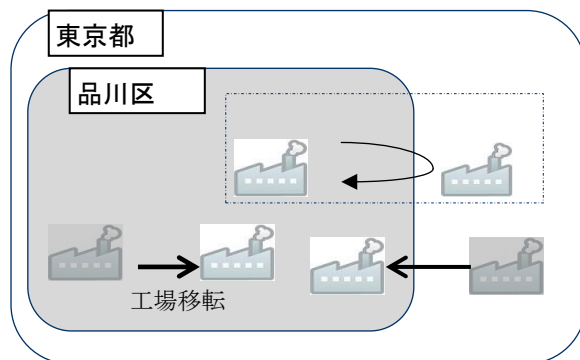
申請期間:平成30年8月1日(水)～9月28日(金) 助成額 最大 375万円

区内ものづくり企業の事業の継続のため、東京都と品川区が連携し地域との共生を図ることを目的とした現工場の改修費用、一時移転に伴う費用、設備更新・導入等を一部助成します。

対象事業

操業環境改善事業（工場の操業により生じる騒音、悪臭及び振動等に関して近隣住民等へ配慮）

- 工場の改修事業（新增築は含まない）
 - 区内の現工場及び区内の移転先工場を改修
- 工場の移転事業（一部移転を含む）
 - 区内への工場移転及び区内工場の改修に伴う一時移転
- 設備更新・導入事業
 - 区内の現工場に設置されている生産に要する設備等の更新及び区内の現工場に設置されている生産に要する設備に取り付ける装置又は工場の敷地内に新たに設置する設備の導入



住民環境整備事業（地域との共生を目的として行う）

- 住民受入環境整備事業
 - 区内工場の外壁美化、緑道の整備、オープンスペースの整備等

※注意事項

- 助成対象事業の経費が100万円以上であることが必要です。
- 助成事業者（中小企業者等）が契約および工事に着手できるのは、助成金交付決定が下りてからになります。また、当該事業は3月15日までに工事および支払いの完了が必要です。
- 設備の更新を行う際は、現在使用している設備の処分（廃棄・売却等）が必要です。事業期間内に処分できない場合は補助対象外となります。また売却による収入分は補助対象経費から除外します。

助成金額

対象経費の3/4以内かつ最大375万円

※申請件数等を考慮し、面接審査の上、予算の範囲内で区が助成額を決定します。

対象者

現在、工業地域・工業専用地域でない用途地域で操業している中小企業基本法に規定する中小製造業者等で、前年度の法人住民税および事業税（個人事業主の場合は住民税および個人事業税）ならびに品川区に対する使用料等の債務を滞納していない以下のいずれかの者。 ※みなし大企業は除く

- 品川区に工場を有し、引続き1年以上事業を営んでいる者。
（登記簿または法人都民税納税証明書で品川区の住所が確認できること）
- 過去に品川区で1年以上操業しており、現在も都内で1年以上操業している者。
（※ただし、平成31年3月15日までに品川区へ工場の移転を完了すること）

申請書類

- 品川区ものづくり企業地域共生推進助成金交付申請書（区指定様式）
 - 事業計画書（別紙1～4 区指定様式）
 - その他添付書類一覧
 - ①企業概要（パンフレット） ②計画概要資料（工場の位置図、写真等）
 - ③（法人）法人登記事項証明書及び定款の写し
（個人）商号登記に係る登記事項証明書の写し
 - ④経費積算に係る見積書 ⑤決算報告書、貸借対照表及び損益計算書（1期分）
 - ⑥工場設置認可書の写し ⑦納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（1期分）
 - ⑧建築概要書の写し（工場改修、建物付帯設備の整備、工場移転のすべての場合に添付すること。）
- ※(1)～(2)の書類は、ものづくり支援サイト（<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>）よりダウンロードが可能です。

【お問い合わせ】

品川区 商業・ものづくり課 中小企業支援係 TEL 5498-6340